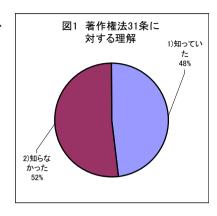
著作権保護からみる学校司書の資質向上

沖縄国際大学総合文化学部 助教授 山口真也

はじめに

人類の知的生産物であるさまざまな表現物(=著作物)を取り扱う図書館にとって、「著作権法」は重視しなければならない法律の一つである。ところが、現実の図書館サービスをみると、図書館員の著作権法に対する意識や理解度はそれほど高くはないようにも思われる。筆者は、沖縄県の高等学校の司書を対象とした「学校事務職員研修」において、学校図書館における著作権保護状況に関する簡単なアンケート調査を行っているが、右のグラフから分かるように、「著作権法第31条に記されたコピーサービスを、学校図書館では行ってはいけないことを知っているか」という基本的な質問に対しても、半数を超える図書館員が「知らなかった」と答えている。この中には勤務経験が15年以上の学校図書館員も6名含まれており、学校図書館の日々のサービスと著作権法との関係は特に強く意識されていない状況も見えてくる。



著作権法は、その名称から分かるように「著作者」の権利を保護するための法律である。利用者サービスを第一に考える図書館では、著作者の権利を保護しすぎると(著作権法を厳守すると)、利用者へのサービスが低下するという考えがあり、著作者と利用者という対立の構図の中で、著作権法への対応が後回しになってしまうこともある。しかしながら、著作権法は単に著作者の権利を保護するだけでなく、一部では、利用者の側から、著作者の権利を制限するという内容にもなっている。著作権法を深く理解すれば、著作者の権利を保護するとともに、利用者に上質なサービスを提供することも決して不可能ではない。

著作権法は、時代の変化にともない、次々に改正される。著作権法の正確な理解に基づく図書館サービスを実践するためには、当然、日々の研修が求められることになる。つまり、著作者の権利保護に基づいた図書館サービスの実践には、司書の専門性が高いレベルで求められると言えるだろう。人的に貧弱な環境にある本土と比較して、沖縄県には、ほとんどの小中学校に専任の図書館員(学校司書)が配置されており、著作権保護に基づく学校図書館サービスを実践することは不可能ではない。今回の講演では、「著作権保護からみる学校司書の資質向上」をテーマとして、沖縄県の学校図書館員の皆様とともに著作権法への理解を深めていきたい。

1. 著作権法と学校図書館

1.1 図書館員が著作権法を学ぶ意味

著作権法の必要性は、文化の発展との関係において考えると分かりやすい。例えば、ある人物が執筆した小説作品を他の人物が勝手に自分の作品として公表し、経済的な利益や名誉を横取りしてしまうことが許されるような社会があったらどうなるだろうか。何もない状態から新たな作品を生みだしていく作業は、相当な時間と労力を要する。その成果として生み出された作品の評価を、たやすく他人に横取りされてしまうような社会であるとしたら、当然、何かを生み出すという創作活動への情熱は衰えていくはずである。このことは、創作活動の担い手(著作者)の権利が正当に保護されない社会では、文化の発展は実現し得ないということを意味している。

著作権法とは、以上のような個人の創作活動による成果や名誉の横取りを防ぐために、著作物に関する権利を定め、著作物の公正利用をふまえた上で、著作者の権利を保護することによって、文化の発展に寄与するために作られた法律である。著作権法には、上に挙げた「公表」だけでなく、著作物の様々な利用形態に関して、その公正利用と権利保護の方法が具体的に明記されている。

著作権法の存在は、著作物を、①利用者に貸し出したり、②コピーしたり、③読み聞かせたり、とさまざまな形態で利用してサービスを行う図書館にも深く関係している。図書館がもし著作権法を無視して無制限にサービスを行うとすればどうなるだろうか。図書館の行為が原因となって著作者の創作意欲が減退し、社会全体で新しい著作物が創作されないようになってしまうかもしれない。図書館というものが文化の発展の上にその存在意義を確立できることを考えるならば、著作権法を軽んじることは、図書館の存在意義、社会的必要性さえも脅かすことにつながっていくのである。図書館員は、著作者のためだけでなく、利用者が豊かな文化を享受できるようにするためにも、著作者の権利とその保護、さらには公正な利用方法について深く知る必要がある。

1.2 学校図書館員が著作権法を学ぶ意義

近年、著作権侵害を理由とした犯罪は増加の一途をたどっている。コンピュータが1台あれば、ゲームソフトや音楽 CD は簡単に複製できる時代になっており、違法コピーソフト販売などの著作権侵害行為によって青少年が加害者とし

¹ 実施日は2002年8月16日、アンケート回答者数は50名、高校の図書館に勤務する図書館員を対象としている。

第24回沖縄県小中学校司書研究大会 (20050728) 山口真也「著作権保護からみる学校司書の資質向上」

て犯罪に巻き込まれるケースも少なくない。こうした事件を未然に防ぐためには、早い時期から、著作権保護の意義について学ぶ環境を整備する必要があるだろう。

言うまでもなく、学校図書館は児童生徒が、貸出や閲覧、あるいは調べ学習を通じて、身近に著作物に触れることができる場所である。とすれば、学校図書館という空間は、子どもたちにとって、身近な問題として著作権法の意義を考え、他人の権利を守ることを学習するための重要な場所となりうる。このことは、逆に言えば、学校図書館が著作権法を無視して日々の活動を行えば、児童生徒に悪い影響を与えてしまうということでもあるだろう。

学校図書館員の場合、単に文化の発展を支える機関の一員としてだけでなく、学校教育機関に勤務する立場からも著作権法を遵守しなければならない立場にある。つまり、学校図書館員は学内でも率先して著作権法を学び、著作者の権利保護を実践することで、(学校司書、司書教諭の違いはあるかもしれないが)それぞれの職務の範囲内で児童生徒を指導、教育する立場にあると考えられるのである。

2. 事例研究-学校図書館活動と著作権

今回の講演では、沖縄県内の学校図書館員から、日常的な図書館サービスの中で著作権法との関わりにおいて疑問に感じていることを質問として事前に受け付けている。寄せられた質問を大きく、複製権とそれ以外(上映・貸与権等)に分け、それぞれの質問に回答する形で、著作権法の内容と、学校図書館サービスとの関わりを説明してみたい。

2.1 学校図書館サービスと複製権

- (1) 学校図書館におけるコピーサービスは可能か?
- Q1 写真集の一部コピーは問題でしょうか?
- Q2 貸出禁止にしている図書をコピーし、資料として提供するのは問題ありますか?

問題あり

著作権法が"Copy Right Law"と訳されることから分かるように、著作物を複製(コピー=複写を含む)する権利は、著作権法において最も重要な権利と考えられている。沖縄県の学校図書館員から事前に寄せられた質問の大半が複製権に関するものであったということからも、日々の図書館サービスにおいてその権利内容の理解が重要であることが分かるだろう。

著作権法第 21 条によると、著作物の複製に関する権利は、著作者が専有することになっているが、著作者以外の人物による複製行為の中には、文化の発展上やむを得ない行為や、著作者の財産権を直接侵害しないような行為も存在する。こうした点を考慮して、著作権法では、著作者に複製権の専有を認めると同時に、制限規定を設けており、いくつかの条件を満たす場合については、著作者に承諾をとることなく、著作物を複製できることが明記されている。その一つが、著作権法第 31 条の規定であり、右の要件を満たす場合には、図書館サービスとして、利用者に複製物を提供することができると明記されているのである(コイン複写機を使ったセルフサービスによるコピーサービスも含む)。

では、この著作権法第31条の下で、学校図書館員は利用者に対して複

第三十一条 図書、記録その他の資料を公 衆の利用に供することを目的とする図書館 その他の施設で<u>政令で定めるもの</u>(以下こ の条において「図書館等」という。)におい ては、次に掲げる場合には、その営利を目 的としない事業として、図書館等の図書、 記録その他の資料(以下この条において「図 書館資料」という。)を用いて著作物を複製 することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その 調査研究の用に供するために、公表された 著作物の一部分(発行後相当期間を経過し た定期刊行物に掲載された個個の著作物に あつては、その全部)の複製物を一人につ き一部提供する場合(後略)

製(複写)物を提供することはできるのだろうか。著作権法第31条によると、著作者に無断で(承諾を取らずに)著作物を提供できる条件の一つとして、著作権法施行令第1条の3に明記された機関でなければならないことが記されている。残念ながら、この政令では、複製できる図書館は、①調査研究機関であり、②著作権法に熟知した司書(図書館員)が常置されなければならないという条件を満たすものでなければならず、小中学校や高校に付設される学校図書館は含まれていない。よって、学校図書館員による利用者サービスとしての複製行為は、著作者に無断ではできないということになるのである。

著作権法第31条が規定されるのであれば、Q1のように、写真集の場合は写真1枚が著作物のため、その半分までしか複製できない、といった難しい問題が生じることになる。しかし、複製の舞台が学校図書館であり、利用者サービスとしてその複製を図書館員が行う限りは、資料の内容や種類を問わず、著作者に無断での複製は許されない。どうしても、学校図書館の資料をコピーし、利用者に提供したい場合には、その著作者に承諾を得なければならない。

(2) 授業目的での学校図書館資料の複製は可能か?

- Q3 インターネットから印刷したものを授業で使うのは著作権に反していますか?
- Q4 インターネットや本・定期刊行物など教材として生徒の人数分コピーして配布することは著作権法に反しますか?
- Q5 スキャナで参考図書から画像を取り込み、学習に利用することは可能ですか?(カラーコピーのように)

条件を守れば 問題なし

² 著作者からの許諾取得の方法(連絡先)は、音楽の著作物であれば音楽著作権協会、コンピュータプログラムであればコンピュータソフトウエア著作権協会というように、著作物の内容によって異なる。連絡先は『学校図書館と著作権 Q&A』改訂版, 2001 参照

Q6 図書、パンフレット等をコピーして児童生徒に配布しても問題はないでしょうか?

以上の質問は、全て「教育」を目的とした学校内での著作物の複製行為の是非に関するものである。実は、学校教育 現場での著作権法に対する理解において、最も多い誤解が<u>「教育目的であれば、図書館資料をコピーして配布してもよ</u>い」という考えである。

確かに、著作権法第35条には、「学校その他の教育機関における複製等」として右下のような複製権の制限規定が設けられている。しかし、この第35条は、教育機関における複製を認める一方で、かなり細かい条件を設定しており、全ての条件を満たさない限り、著作者に無断での複製行為は、教育目的であっても著作権侵害となることを明示している。具体的には、①複製する資料が公表された著作物であること、②複製する主体が授業を担任している者、または授

業を受けている者(学習者)であること、③授業の過程における 使用を目的とすること、④必要と認められる限度内で複製する こと=著作権者の利益を不当に害さないことの4点である。

この第 35 条と学校図書館との関わりを考えると、第一に、第 35 条には複製元となる資料の入手経路や複製を行う場所は特に限定されていないため、教員や学習者が学校図書館の所蔵資料を複製することには問題はない、ということになる。また、第 31 条とは異なり、複製する分量についての規定もないため、詩 1 編や短編小説 1 作品を始めから終わりまで複製し、複数部配布することも特に問題はない。(1)で述べたように、第 31 条

第三十五条 学校その他の教育機関(営利を目的として 設置されているものを除く。)において教育を担任する者 及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に 供することを目的とする場合には、必要と認められる限 度において、公表された著作物を複製することができる。 ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部 数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害すること となる場合は、この限りでない。

の規定により、学校図書館員は、利用者サービスとして複製物を提供することはできないのだが、この第 35 条の下では、学校図書館の資料を児童生徒や教員が自ら複製して利用することは可能となるのである。

ただし、ここで注意しなければならないことは、複製の目的が限定されるということである。著作権法 31 条では利用者の複製の目的は、「調査研究」とかなり幅広く解釈できる用語で記されているが、この第 35 条では、厳密に「授業」という用語が記されており、その目的が狭められている。ここで言う「授業」はかなり限定的な意味で用いられており、教育課程に明確に位置づけられるものでなければならないと解釈されている。第 35 条が第一に想定するものは、国語や算数などの教科・科目の時間であり、他に、運動会や文化祭、遠足、社会見学、修学旅行等の学校行事や児童会活動、クラブ活動(必修クラブのみ)、学級会、朝の読書といった特別活動もまた、カリキュラムの年間計画にそれぞれの時間が細かく設定されていることから、「授業」に含まれると解釈されている。しかし、同じく学校の中で行われる教育活動であるとしても、カリキュラム上にその時間がはっきりと設定されていない課外活動(放課後の読書会など)や必修以外のクラブ活動、さらに、教職員による校務や職員会議などは「授業」には含まれないと考えられている。また、授業で使用するとしても、著作者の経済的権利を不当に侵害する場合は必要限度内とは認められておらず、例えば、学習ドリルやワークブックなど、児童生徒が個別に購入することを前提に作成されているような著作物をクラス全員に配布することはできないと考えられている。さらに言えば、学校図書館の資料を複製する場合に、学校図書館員が利用者(教員や生徒)に代わって複製することができるか、ということについては、「可能」とする解釈と4、「規定の範囲を超える」とする解釈が存在する5。つまり、教育目的であれば、常に学校図書館資料の複製が許されるというわけではないのである。

Q3 から Q6 については、全てが教育的利用を前提とした複製行為であると考えられる。コピーの対象には学校図書館 資料だけでなく、インターネット上の情報も含まれているが、第 35 条では、複製する資料の種類(メディア)は特に限定 されていないため、この点については特に問題はない。ただし、これらの質問からは、複製物の利用目的が、厳密な意味での「授業のため」に当てはまるのか、また、授業者または学習者自らが図書館資料を複製しているか、といったことははっきりしない。第 35 条の条件に当てはまるかどうか、見直した上で複製が可能かどうか、判断するべきだろう。

(3) 教育目的以外でのコピーは可能か?

Q7 授業とは無関係の目的で(例えば生徒個人の趣味や先生の会議資料作成を目的として)、利用者がコピーを求めてきた場合は、公共図書館のように複写物を提供することはできますか?

Q8 学校図書館の本を生徒が勝手にコンビニのコピー機でコピーしたら違法ですか?

今のところ 問題なし

(1)で述べたように、学校図書館は政令が定める「図書館」には該当しないため、利用者サービスとして図書館員が複製物を提供することは、(法 35 条に当てはまる場合を除き)不可能ということになる。ただし、著作権法第 30 条には、「私的使用のための複製」に該当する行為であれば、著作者に無断で著作物を複製することができるとも明記されてい

^{3 「}授業」の定義は解説書によって解釈が異なるため、文部科学省著作権課庶務係に確認。(2005.6.6)

⁴ 日本図書館協会著作権委員会編『図書館サービスと著作権』改訂第2版,日本図書館協会,2005,p60,p122 「例えば配偶者とか親子とか助手までなら教育を担当する者が複製するのと同様に考えてよいが」、図書館職員と教員は「上下関係もない、全く別人格であり、この規定では許していないというのが一般的な解釈」とある。

⁵ 黒澤節男著『Q&Aで学ぶ図書館の著作権基礎知識』太田出版, 2005, p48

る。この内容まとめると、①複製物を個人的に(または家庭内、これに準ずる範囲内で)使用し、②非営利目的で、③使用する者が複製し、④文書または図画以外の著作物を、自動複製機器を用いて複製しない、⑤技術的保護手段を回避してはならない、という条件を満たす場合には、著作者に無断で著作物を複製しても良い、ということになっている。

第30条の一般的な解釈では、複製元となる著作物の入手経路や複製の分量は問われない。よって、Q8のように、学校図書館から借り出した資料を、児童生徒や教員が自ら、コンビニエンスストアのコピー機を使って複製しても、特に著作権法上の問題はない。また、学校図書館の外であれば、図書館サービスの範疇には当てはまらないため、職員室等のコピー機を使って複製を行うことも可能という解釈もある。つまり、学校図書館から借りた資料を利用者がどのように複製するか、ということまで縛る法律は今のところ存在しないのである。よって、Q7のように、授業とは無関係に学校図書館内の資料の複製を求められた場合は、いったん館外貸出を利用してもらい、それを図書館外のコピー機を使って複製してもらう、という助言、対応もできないわけではないだろう。

第三十条 著作権の目的となつている著作物(以下 この款において単に「著作物」という。)は、個人的 に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内に おいて使用すること(以下「私的使用」という。)を 目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使 用する者が複製することができる。

一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器(複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。)を用いて複製する場合(後略)

ただし、学校図書館員は、学内の数少ない著作権法の専門家として、高度な倫理が要求される立場にある。法律上は 許される行為ではあるが、いくら私的使用のための複製と言っても、その範囲が図書1冊まるごと、というような場合 には、明らかに著作者の経済的な権利は侵害されることになる。学校図書館員は、利用者の利便性だけを考えるのでな く、著作文化全体への影響を考慮し、資料の種類や目的をふまえた上で、的確なアドバイスを与えなければならない。

(4) 資料保存・蔵書構築のための複製は可能か?

Q9 図書のページが抜けている場合、複本からコピーしての印刷は可能ですか?

承諾が必要

著作権法第31条2項によると、自館所蔵資料の損傷や紛失を防ぐためや欠損ページを補充するためなど、やむを得ない場合には、所蔵資料を複製することができると記されている。Q9の場合、複本は自館の資料であるから、欠損ページを補うことは不可能ではないように思われる。ただし、上述のように著作権法第31条が指す「図書館」の定義には、学校図書館は含まれない。よって、第31条2号もまた、

第三十一条二 図書館資料の保存のため必要がある場合

三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合

学校図書館には適用されないことになってしまう。第31条3号では、絶版資料については、他館から欠損ページを送ってもらい、それを使って補うこともできるとあるが、残念ながら、この条項も学校図書館には当てはまらない。

現在のところ、法律上の位置づけでは、学校図書館は学習機関ではあるが、公共図書館や大学図書館のように、文化 遺産を保有し続け、調査研究に供する文化的施設とは考えられていない。学校図書館では、資料保存を目的とする場合 でも、欠損、破損が生じた場合には、原則として新たに買いなおす必要がある。また、絶版等の理由により、どうして もその資料が入手できない場合には、著作者に了解を取った上で複製を行うのが適正な方法であると言えるだろう。

(5) 絵本から大型紙芝居を作成することは可能か?

Q11 大型紙芝居の作成は出版者の許可を取らないと著作権侵害になってしまうのでしょうか?

Q12 パワーポイントなどで作成した電子絵本(スキャナで絵本を読み込む)を、児童朝会でプロジェクター等を使って上映することに問題はありますか?

条件を守れば 問題なし

小学校の図書館では、所蔵する絵本を、模造紙等に大きく描き写して、大型紙芝居を制作し、行事等で上演することがある。著作権法では、「複製」行為を「有形的に再製すること」と定義しているため、Q11 のように手描き(?)であっても、Q12 のようにコンピュータでスキャンしても、カラーコピーであっても、全て複製行為と解釈される6。

Q11 や Q12 のような複製行為は、大人数での使用を想定しているため、私的使用のための複製(第 30 条)には当てはまらない。また、資料を所蔵するのは学校図書館であるから、図書館における複製(第 31 条)の下での複製もできない。ただし、教科学習の時間や特別活動の時間(朝の読書の時間)での使用を想定するのであれば、「授業」の概念に含まれるため、第 35 条が適用されることになる。しかし、上記のように第 35 条では、あくまでも複製の主体は授業を行う者(または学習者)であるから、仮に、授業を目的とした場合でも、学校図書館員(学校司書)が授業担当者ではない場合には、絵本の複製を行うことはできないということになってしまう。また、授業時間(朝の読書の時間など)を学校図書館員(学

⁶ 絵本から大型紙芝居を作成する行為は、27条の「翻案行為」にあたるとする解釈もあるが(日本図書館協会著作権問題委員会編『図書館活動と著作権 Q&A』日本図書館協会,p30)、43条により、複製権と同じ条件において、学校その他教育機関における利用が認められていることから、ここでは複製行為として解説する。

校司書)が実質的に担当しているとしても、教育課程上のその時間の担任者が学校図書館員ではなくクラス担任となっているのであれば、本来はその授業時間の正規の担当者が複製を行うべきだと考えられる7。正規の授業担当者の管理監督の下で、学校図書館員やボランティアが複製することは法解釈上不可能ではないが、「管理監督」が条件となるため、拡大する絵本の内容や教育的な効果をその授業時間の担当者が把握することが前提となることは言うまでもない。以上の点を考えるならば、学校図書館の絵本を拡大して授業で使用する場合には、学校図書館員自身が行うのではなく、その授業を担当する教員に複製を依頼するのが最も安全であろう。

大型紙芝居作成における著作権法上の注意点は他にもある。第一に、制作した紙芝居はあくまでも教育課程に明確に位置づけられた授業のためだけに複製を許可されたものである。例えば、使用後に学校図書館がその紙芝居に正式な登録番号等を与え、所蔵資料として管理したり、利用者に貸し出したりすることは、複製物の「目的外使用」となり、著作権法第49条において禁止されている。繰り返し使用するとしても、書庫等に保管する程度にとどめるべきだろう。

また、手描き、あるいは電子的に絵本を複製し、拡大する場合には、その複製の方法にも注意が必要である。著作権法とは、簡単に言えば、著作者が「損をしないようにする」ための法律であるが、著作者の「損」とは、①著作物の利用による経済的な損失だけでなく、②人格的な損失も含まれている。著作権法では、これら二つの権利を保護するために、①著作財産権と②著作者人格権を整備しており、この著作者人格権の一つとして、同一性保持権という権利を著作権法第20条にて規定している。この第20条では、著作物の内容は第三者が無断で改変してはならないことが明記されており、絵本等を拡大して紙芝居化する場合にも、この同一性保持権への配慮が必要となってくるのである。例えば、絵本に使用されている漢字をひらがなになおす程度の改変は許可さ

第二十条 著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。
- 一 第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第一項又は第三十四条第一項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの

れているものの、絵本の主人公を少年から少女に変更したり、背景を省略したりすることは許されない。

なお、大型紙芝居を制作し、上映(朗読)することについては、第22条の上演・演奏、上映、口述といった別の行為との関係が生じることになる。これらの権利に関する解説は2.2 を参照していただきたい。

(6) 掲示物・配布物への有名キャラクターの掲載は可能か?

- Q13 有名キャラクター等の画像を図書室内の掲示板に使用してもよいのでしょうか?
- Q14 キャラクターを掲示物にすることに問題はありますか?
- Q15 有名キャラクター等の画像を図書館だよりに使用してもよいのでしょうか?
- Q16 キャラクターを、児童へのプレゼントとしてしおりにしたりすることに問題はありますか?
- Q17 インターネット上に素材(カット)のページがあり、注意書きに「営利目的でなければ使用してよい」とあった場合での使用はよいのでしょうか?

不可能では ないが無断 使用には無 理がある

有名なキャラクターが掲載されたマンガコミックの表紙や絵本等をコピー、またはスキャンしたり、その造形をまねて、表紙などからそのまま手描きで写す行為は、(7)と同じく「複製行為」に該当する。上述のように、複製権には制限規定が設けられているが、Q13から Q16 については、多数の学内者への掲示や配布を前提とした複製行為であるため、複製和的使用のための複製(第30条)には該当しない。授業のための複製であれば、第35条の下で著作者に無断でも複製し、掲示することが可能となるが、教育課程において明確な位置づけがあるものに限定されるため、一般的な解釈では、図書館活動の PR のための複製にまで拡大して適用することは難しいと思われる。よって、PR 目的での常設展示物の作成や定期的な図書館だよりの発行において、授業担当者ではない学校図書館員(学校司書)が主体的となって有名キャラクターを複製して、掲示したり、配布したりすることは控えた方がよい。配布物や掲示物に彩りが必要な場合には、自作のキャラクターを掲載するか、Q17のように、インターネットの著作権フリーのカット(無料)を出典を明記した上で利用するか、または、市販されているカット集を使うという方法が安全である。また、著作権法は、刑法のように禁止事項を並べた法律ではないため、どうしても有名なキャラクターを資料する必要があれば、①著作者に連絡を取り、承諾を得るか、②あるいは、表紙カバーをそのまま切り抜いて掲示するなど(同一性保持権に注意しつつ)、複製行為に該当しない形で利用すればよいということになる。

図書館掲示物・配布物における複製について、法律において認められる範囲があるとすれば、その作成が特別活動の重要な教育項目の一つであるような場合になるだろう。特別活動である図書委員会活動や文化的な行事において、その掲示物・配布物作成の教育的効果が明確に位置づけられているようなケースについては、教員や学習者自身が複製行為を行うのであれば、特に問題はないということになる。ただし、第35条の解説によると、運動会で有名キャラクターのプラカードを児童生徒が作成することは許されるものの、運動会が終わった後に、いつまでもそのプラカードを展示し続けることは、複製物の目的外使用となるため許されていない。授業の過程で作成した掲示物・配布物は、基本的に

⁷ 文部科学省著作権課庶務係に確認。学校図書館員ではなく、「ボランティアの保護者が関わる場合も同様」とのこと。(2005.6.6)

は常設展示するものではない(できない)、ということは認識しておくべきである8。

さらに言えば、授業の過程であるとしても、著作権者の複製権を制限してまで、有名キャラクターを掲示物や配布物に使用することに教育的な効果があるとは考えにくい。彩りが必要であるならば、図書委員の児童生徒が自ら作画したカットを掲載する方がよほどよい効果を得られるだろう。仮にそれが授業の過程であると解釈できる状態であっても、有名キャラクターを学校図書館の配布物や掲示物に使用することは、第35条の解釈上、無理があるように思われる。

(7) 図書館だよりへの本の表紙等を掲載することは可能か?

Q18 図書館だよりを作るとき、本から情報を得る場合は出典を記入しなければならないのでしょうか。また、引用はどこまで許されるのでしょうか?

Q19 図書館だより、読書案内等で本の表紙や本の帯のキャッチフレーズなどを載せることは何か問題がありますか?

引用であれ ば問題なし

次に、「学校図書館だより」の誌面等に、新着資料の紹介としてジャケットカバーや帯の情報を掲載する行為について考えてみよう。まず、ジャケットカバーについてみると、カバー裏には作者が表記されることが多く、デザイナーの著作物であることが分かる。ジャケットカバーを掲載した図書館だよりを児童生徒や家庭に広く(複数部)配布する行為は、著作権法では、カバーを(私的使用の範囲を越えて)大量に複製したと解釈されてしまう。よって、基本的には著作者に無断での複製、掲載はできないと考えるべきだろう。

ただし、「学校図書館だより」を作成する場合に、例外的にカバーの掲載が認められる場合もないわけではない。第一に、文字のみで構成される表紙については、創作性という著作物の条件を満たさないため、複製権が発生せず、著作権保護の対象にはならない。また、著作者の死後50年が経過している場合は、著作財産権(複製権を含む)がすでに消滅しているため、カバーの自由利用が可能となる。ただし、文字だけの地味なカバーを学校図書館だより上で紹介する意味はあまりない上に、新着資料紹介のほとんどが新刊を対象とするため、著作権が消滅している可能性は低い。

最も実用性がある解釈は、著作権法第32条の規定に従って、カバーを掲載する場合である。第32条によると、著作物の利用が「引用」に該当する行為の場合には、著作者に承諾を得ることなく、自由に利用してよいことになっている。ここで言う、「引用して利用することができる」という解釈は、引用後の著作物の利用形態を基本的には問わない。よっ

て、ある著作物を引用した後に複製し、多人数に配布しても、第32 条に当てはまる行為であれば違法性はないということになるのである。したがって、「学校図書館だより」に新刊カバーを掲載する場合にも、カバーを単に「複製」しているのではなく、「引用」していると解釈できるような利用方法であれば、著作者に承諾を取らずに自由に利用できる。

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用 することができる。この場合において、その引用 は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報 道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲 内で行なわれるものでなければならない。

では、「複製」と「引用」はどのように線引きされるのだろうか。

著作権法によると、著作物の利用が「引用」として認められる「公正な慣例に合致する」場合とは、①引用される著作物が公表された著作物であること、②引用するものが著作物であること(お話会の案内文などの事実や日時だけを伝えるチラシは含まない)、③引用する著作物と引用されている著作物を明瞭に区別して認識することができること、④引用している著作物が「主」、引用されている著作物が「従」の関係にあること(著作物の引用が全体の大部を占めず、代替物にならないこと)、⑤引用する必然性があること、の5点が考えられる。「学校図書館だより」に新刊のジャケットカバーを掲載する場合にこの考えを当てはめるならば、①出典として正確な書誌情報を明記し(書誌情報には著作権はないので自由に掲載できる)、②画質を落としたり、サイズを小さくするなど、代替物とならない工夫を施し、③「学校図書館だより」そのものの著作物性(創作性)とカバーを引用する必然性(新刊のカバーがなければ図書館だよりが成立しないこと)を明らかにするために、ただカバーを掲載するだけでなく、カバーの近くに新刊紹介に関する解説文を付し、解説の中で図書の内容や(できれば)カバーの図柄に言及する、といった利用形態が求められることになる9。Q22の帯のキャッチフレーズの掲載についても、著作者が存在することには変わりはないため、同じく、大量に複製したと解釈されないように、引用の範囲を守って掲載するべきだろう。

近年では学校図書館を使った調べ学習において、児童生徒が様々な著作物を引用してレポートを作成する場面が増えている。著作者には引用を拒む権利はないが、適性に引用される権利は認められている。適正な範囲を越える引用は著作権侵害になることを、学校図書館員はPR活動を通じて、しっかりと児童生徒に伝えていく必要があるだろう。

(8) 掲示物・配布物への文章(詩や短歌)の掲載は可能か?

Q20 児童生徒へ配布するしおりに詩を載せることは問題がありますか?

Q21 構内掲示などで詩を使用することは問題がありますか?

問題あり

⁸ 社団法人著作権情報センター制作「運動会等で、プラカードや看板などに人気漫画のキャラクターを描く場合、著作権者の許諾を得ておく必要がありますか」 http://www.cric.or.jp/qa/cs01/cs01 4 qa.html, 2005.6.4 確認

⁹ 日本図書館協会著作権問題委員会編『図書館活動と著作権 Q&A』日本図書館協会, p29·30 より

学校図書館では、有名な作家の詩や短歌、俳句などを抜き書きして、その背後にイラスト等を描くという形で、図書館内の掲示物を作成することがある。著作権法では、対象が文章であっても「有形的に再製すること」は全て複製行為とみなすため、児童生徒へ配布するしおりや学内の掲示物に詩を書き写す行為もまた「複製」とみなされることになる。 Q20 や Q21 の行為については、作品の著作者の死後 50 年が経過していれば、著作財産権が消滅しているため、自由に利用できるが、著作者が生存中、あるいは死後 50 年経過していない場合には、著作者の了解が必要ということになる。 なお、(7)でも述べたように、一見、「複製」に当てはまる行為でも、第 32 条の「引用」とみなされる場合には、学校図書館業務の中でも著作物を利用した掲示物や配布物を制作することが可能となる。ただし、(7)の表紙カバーの場合とは異なり、文章、特に詩や短歌、俳句などはその1 作品が著作物と考えられるため、詩や短歌の全文を掲載してしまうと、引用元の著作物を利用する必要がなくなることから、しおりや掲示物が代替物として機能してしまう恐れがある。また、単に詩や短歌を掲示しただけのしおりやパネルが、利用する側の著作物性を備えているとは考えにくいという問題もある。そして、適正な引用の範囲内で詩や短歌を配布物や掲示物に利用する場合には、その一部分のみを使用し、かつ、利用する側のしおりやパネルに何らかの創作性を持たせなければならないが、こうした条件をクリアすることは実際には非常に難しいと考えられるだろう。 Q20 や Q21 のように、その詩の紹介として利用する場合には、著作者に了解を得るのが適切な対応であろう。

2.2 学校図書館サービスと上映権・口述権

Q22 ビデオや DVD 等を使用して、図書館の映写会行事を開催するのは問題がありますか?

Q23 朗読も許諾が必要ですか?

今のところ 問題なし

著作権法第38条1項では、①営利を目的とせず、②無料で、③報酬の支払いを伴わない場合は、著作者の許諾を得ずに、また補償金を支払うことなく、ビデオやDVD等を上映することができるとされている10。よって、Q22のように、学校図書館において所蔵資料を使って上映会を実施することには、授業の過程であればもちろん、授業とは直接無関係であっても、(現在のところ)法律上の問題はないということになる。Q23の朗読行為もまた、著作権法上はこの第38条の規定が適用されるため、同様に非営利、無料であり、朗読者に対して報酬が支払われていなければ、特に問題はない。「報酬」に対する解釈はいくつかあるが、保護者やボランティアに交通費や弁当代が支払われる場合には、それが「実費」

第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。)を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

の範囲に収まる場合には報酬とはみなさないという解釈がある。また、学校図書館員が朗読会や上映会を開催するケースについては、それらを含めた日常業務に対して給与が支払われていることを考えれば、報酬を得ているとも解釈できるのだが、上映会や朗読会がいくつかの業務の1つであり、かつ、その業務を行うことが義務ではない(行わなくても給与を得られる)限り、給与のどの部分が朗読の対価であるかを特定することは困難であるため、学校図書館員もまた、第38条の下での朗読が可能と考えられている。

以上のように、著作権法では、非営利、無料であれば、上映会や朗読会を開催することはできるのだが、一部の公共図書館や大学図書館が行ってきたような劇場公開作品の無料上映会については、映画会社等から「営業妨害」を理由として厳しい抗議を受けてきたという経緯があり、第38条から「上映」を外そうという法改正の動きがあることには注意が必要である。日本図書館協会と日本映像ソフト協会では、こうした動きに対して、①上映権つき・許諾済みソフトや、②教育的・文化的ソフトの上映を推奨するとともに、③興行で扱われる作品の上映を自粛するように求めている。もちろん、著作権法とは異なり、法的な拘束力はない合意規定であるから、この規定に反して、学校図書館で人気作品を上映することは不可能ではない。しかし、そうした学校図書館員の開き直りは、著作者側の不満を煽り、法改正への動きを加速させることで、図書館施設での上映会の全面的な禁止を招く恐れもある。やはり、上映する作品の選定においては、著作者の権利を不当に侵害しないような配慮が求められるだろう。

2.3 学校図書館サービスと貸与権

Q24 生徒への音楽 CD の貸出は可能ですか?

Q25 生徒へのビデオソフトの貸出は可能ですか?(教育とは無関係に)

Q26 生徒への付属資料のCD-ROMの貸出は可能ですか?

Q27 生徒単位でなく学級単位ならビデオや CD の貸出は OK ですか? (自習で見るビデオや英語などのリスニング CD)

著作物の内容によって 異なる

著作権法第38条4項によると、2.2の上映権と同様に、非営利、無料であれば、著作者に了解を得ることなく、著作

¹⁰ ただし、ビデオソフトの購入時の契約内容によっては、図書館での上映を全面的に禁止するものもある。特に館外貸出を許可する 代わりに、上映禁止が条件となっている場合があるので注意が必要。上映した場合は、著作権侵害には問われないが、契約違反に問わ れる。

物を貸与によってやりとりすることができる。公共図書館や学校図書館において、図書を利用者に貸し出すことができるのは、この第 38 条 4 項が根拠となっている。また、その用途は非営利であること以外には限定されていないため、 Q24 や Q27 にある音楽 CD(映像が含まれないもの)については、授業の過程であっても、個人的な利用であっても、所蔵資料を利用者に貸し出すことには何ら問題はないということになる。

次に、Q25にあるビデオソフトの貸与についてであるが、第38条4項には、例外として「映画の著作物は除く」ことが明記されており、図書や音楽CDと同等の条件では貸出ができないことが分かる。続く、第38条5項においては、映画の著作物には、その著作者に頒布権という強力な権利を認めることが明記され、さらに、図書館施設が、利用者に対して映画の著作物の貸与を行う場合は、無料、かつ非営利であったとしても、原則として著作者へ補償金を支払われなければならないことが規定されている。

ここで言う「映画の著作物」とは、いわゆる「映画」 作品だけでなく、動く映像が含まれる著作物全般が該当 する。よって、ゲームソフトや、一部でも映像が含まれ る音楽 CD(Enhanced CD等)、CD-ROM などは、無料、 非営利であっても、原則として、著作者に無断では館外 貸出ができないことになる¹¹。こうした法律の下で、学

校図書館がどうしても所蔵するビデオカセットや DVD といった映像ソフトを利用者に貸出したい場合には、著作者の了解が必要となるため、①日本図書館協会より「著作権処理済み」の映像資料を購入するか2、または②館外貸出をあらかじめ許諾している映像資料(非売品ビデオソフトやCD-ROMに多い)や、③貸出を前提として使用料金を上乗せして販売されている映像資料を購入するか、あるいは、④自ら権利者と交渉し、貸出の許可を得なければならないということになる。

では、Q27のように、授業担当者が、学校図書館所蔵の映像資料を利用したいと申し出てきた場合はどのように解釈すればよいのだろうか。図書館内でその映像資料を利用する場合には、館外貸出にならないため、特に問題はないのだが、館外貸出を行う場合は、第38条5項の規定に従わなければな

第三十八条 4 公表された著作物(映画の著作物を除く。)は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。)の貸与により公衆に提供することができる。

5 映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設(営利を目的として設置されているものを除く。)で政令で定めるものは、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第二十六条に規定する権利を有する者(第二十八条の規定により第二十六条に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。)に相当な額の補償金を支払わなければならない。





図2 日本電子出版協会(JEPA)著作権委員会による館外貸出可マークと不可マーク。書籍付録 CD-ROM 等に付与される。

らない。よって、当然、そのソフトが上の①から④に挙げた著作者の許諾を得た状態(意思が確認できる状態)ではない場合には、無許可で貸出ができるという根拠が失われてしまうことになる。

ただし、著作権法 35 条には、授業担当者(または学習者)が授業で使用するためならば、公表された著作物を複製することさえできると定められた規定も存在する。授業目的であれば、複製さえ許されるのだから、この規定とのバランスを考えれば、貸与もまた許容範囲に入ると解釈できる¹³。現在の法解釈では、授業目的での貸出であれば、学校図書館の所蔵資料を授業担当者や学習者に提供(貸与)したとしても、特に問題はないだろう。

2.4 個人情報保護(法)と著作権法との関わり

Q28 個人情報保護法の制定にともなう著作権に関わる新しい情報と問題点を教えていただきたい。

個人情報保護に基づく図書 館サービスの見直しが必要

2005年4月より本格施行された個人情報保護法は、学校教育機関にも無関係ではないが、そもそもは民間部門(つまり私立学校)を対象とする法律であるため、公立の小中学校には直接的な影響はない。ただし、公立学校には、各自治体が、法律とほぼ同内容の「個人情報保護条例」をすでに整備しているため、この条例に従って、児童生徒、あるいは保護者の個人情報を取り扱わなければならないことになっている14。現在のところ、学校教育現場では、個人情報保護条例の内容はあまり理解されていないようにも思われるが、2005年の個人情報保護法の制定により、児童生徒、保護者側

¹¹ CD-ROM については、文字情報のみを収録した CD-ROM であれば貸出できるという解釈が一般的。

¹² 政令では、38条5項が指す「図書館」には学校図書館は含まれていないが、著作者への補償金支払いを代行する日本図書館協会と 権利者側の話し合いによって、学校図書館であっても、補償金処理済みのビデオを購入すれば、著作者に個別に了解を得ることなく貸 出ができるようになっている。

¹³ 黒澤節男著『Q&Aで学ぶ図書館の著作権基礎知識』太田出版, 2005, p131 (ただし事例は大学についての説明)

¹⁴ 平成 17 年 4 月 1 日時点の調査では、沖縄県の全自治体 49 の内、44 自治体が個人情報保護条例を制定している。(制定率は 89.9%) 全国では 97.9% となっている。総務省「地方公共団体における個人情報保護条例の制定状況等」 http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050422_1.html 2005.6.5 確認

の意識が高まっていることを考えれば、今まで以上に学校での個人情報の取り扱いには注意が必要となるだろう。

著作権法と個人情報保護とは全く別の法律であるが、2つの法律に接点があるとすれば、まず、学校図書館内での複製行為が挙げられるだろう。著作権法第31条により、学校図書館員によるコピーサービスは禁止されているものの、第35条による授業のための複製は可能であるため、コピー機が備え付けられた学校図書館もすでに存在するかもしれない。授業目的での複製については、分量の規定がないため、申込用紙の記入は不要であるが、無駄な複製を防ぐ、統計を取るといった目的で申込用紙を記入させている場合には、記載される個人情報の管理が問題となってくる。大学図書館や公共図書館の中には、コピー機の近くにトレーを設置し、申込用紙を置くように指示しているところもあるが、申込用紙には氏名や住所、電話番号、利用者個人が使用した資料名などが記載されている。個人情報保護という立場から見れば、個人を特定する情報や読書の記録を放置することは大きな問題である。また、個人情報というものは、保有する限り、常に漏洩する危険性が伴うのだから、申込用紙についても、統計処理が終わった後はすぐに廃棄するべきであろう。氏名等の漏洩は、学校内ではそれほど大きな問題にはならないかもしれないが、何をコピーしたのか、という記録は、(仮にそれが授業目的であっても)個人の読書記録、興味関心の記録につながってくる。読書記録の漏洩は、自由な読書を阻む要因にもなることを考えれば、申し込み用紙を廃棄する場合の方法についても、一般ゴミとして扱うのではなく、シュレッダーを使うなど、確実に行いたい。

貸与権との関わりもある。図書館資料の中には、個人情報が満載された資料が存在する。まず、新聞記事や電話帳、住宅地図などであるが、個人情報保護の原則から言えば、本人の承諾なしに個人情報を第三者に提供することはできないため、これらの資料を学校図書館が利用者に貸し出すことは慎むべきであるかのような印象を受ける。しかし、日本図書館協会が、個人情報保護法を所管する内閣府個人情報保護推進室に確認を取ったところ、「図書館が個人情報を含む資料を利用者に提供することは、書店が本を販売することと同じ行為であり、(中略)その資料に問題があるとすれば、それを出版した者がまず問われることになる」という回答であったという15。よって、正規のルートで市販、頒布されるような資料については、それほど神経質になる必要はないと思われる。

これに対して、学校図書館において、特に注意しなければならない資料は、「卒業アルバム」や「卒業文集」といった学内資料の取り扱いであろう。個人情報とは、一般に、①個人を識別するための情報と、②個人を評価するための情報に区別され、①の「個人識別情報」には氏名住所、電話番号、顔写真といった情報、②の「評価情報」には学歴や病歴、思想や主義、信仰に関する情報などが含まれる。そうした情報は、学内で制作される卒業アルバムや卒業文集(他の作文集も含む)の中に大量に掲載される。これらの個人情報をコントロールする権利は、学校側、あるいは学校図書館側にはなく、その個人情報によって特定される児童生徒本人(あるいは保護者)にあると考えられている。卒業アルバムや文集といった記念資料は、学校の記録として貴重な資料ではあるが、学校図書館が管理し、本人が卒業した後も、学内の不特定多数の利用者に公表されることを想定して作成されるわけではない。児童生徒や保護者に了解を得るとしても、不許可の児童生徒の住所や顔写真を黒く塗りつぶすことは実際には不可能だろう。近隣に公共図書館がない地区や「開かれた学校」づくりを目指す学校の中には、図書館施設を地域住民に開放することもあり、卒業生の個人情報が悪用されないとは言い切れない。こうした状況を考えれば、卒業アルバム等は、その学校の歴史資料として管理する必要があるとしても、一般閲覧用、貸出用の資料とするにはあまりにも不向きな資料と言えるだろう。

個人情報保護と学校図書館の関わりは、著作権法だけでなく、いろいろな場面にみることができる。公共図書館や大学図書館では、利用者登録の方法や貸出記録の管理方法の見直しが始まっている。学校図書館の活動もまた、個人情報保護時代の到来を前にした、全面的な見直しが必要とも言えるだろう。

おわりに

今回の講演では、学校図書館と著作権法との関わりについてみてきたが、著作権法は著作者の権利保護と文化の公正利用を前提とした権利制限という二つの構造を持つため、かなり複雑な内容となっている。さらに言えば、多くが法律の専門家ではない図書館員にとっては、一つ一つの事例について、その背後にある様々な状況をケースバイケースで解釈するのは大変な労力を要する。しかも、著作権法は頻繁に改正されるため、常にアンテナを張り、新たな知識を吸収しようとする不断の努力も求められることになる。また、市販されている著作権法の解説書の多くは、公共図書館を中心としたものであり、学校教育との関わりを持つ学校図書館における著作権法の解釈については曖昧な部分もかなりある。そうした曖昧な部分について、著作権法を厳しく解釈し適用すると、利用者の利便性が著しく低下してしまうという問題も生じてくる。

著作権法を遵守しつつ、かつ利用者に対して豊かなサービスを行うためには、学校図書館員が互いに連絡を取り合い、著作権法について学習する機会が必要となるだろう。今回の講演でも、事前に頂いた質問に対して、筆者の現在の知識では正確に回答することができない問題もいくつかあった。また、今回取り上げた複製権や貸与権、上映権以外の権利保護に関しても、日々の学校図書館活動において、判断が難しい問題も多数あるだろう。図書館員であり教員でもある司書教諭が学校図書館活動を行う場合には、さらに複雑な問題も発生するかもしれない。それらの問題については、学校図書館員の皆様と勉強会などを開催し、今後、知識を深めていきたいと考えている。(2005年6月14日)

^{15 「}個人情報保護法と図書館資料の扱い」『図書館の自由』第48号,2005.5,p1

第24回沖縄県小中学校司書研究大会 (20050728) 山口真也「著作権保護からみる学校司書の資質向上」

■参考文献 黒澤節男著『Q&A で学ぶ図書館の著作権基礎知識』太田出版, 2005/日本図書館協会著作権委員会編『図書館サービスと著作権』改訂第 2 版, 日本図書館協会, 2005/日本図書館協会著作権問題委員会編『図書館活動と著作権 Q&A』日本図書館協会, 2000.6/森田盛行著『学校図書館と著作権 Q&A』改訂版, 全国学校図書館協議会, 2001.8/CRIC 作成「著作権 Q&A・学校教育と著作」http://www.cric.or.jp/ga/cs01/cs01.html

一 きりとり -

●○●学校図書館と「著作権」に関するアンケート●○●

平成 17 年 7 月 28 日実施 (沖縄国際大学 山口真也作成)

著作権法に関する沖縄県の学校図書館員の意識と問題点を調査するためのアンケートです。調査結果は無記名で回収、 集計し、研究以外の目的には一切使用しません。ご協力よろしくお願いします。(該当する項目に○をつけてください)

全員にお尋ねします

- **Q1** 学校図書館員による利用者を対象としたコピーサービスは、原則として(著作者に無断では)できないことをご存じでしたか?
 - 1) 知っていた 2) 知らなかった(今日、知った)
- Q2 勤務先の学校図書館に、利用者用のコピー機は設置されていますか?(事務用コピー機はのぞく)
 - 1) 設置されている 2) 設置されていない

Q2の質問で 1)と回答された方にお尋ねします

- **Q3** 利用者用のコピー機はどのような目的で設置、使用されていますか? (複数回答可)
 - 1) 児童生徒の「調べ学習」のため 2) 教員の教材づくりのため
 - 3) 特に決まっていない (セルフサービスであり、児童生徒が自由に利用できる)
 - 4) その他(

全員にお尋ねします

- Q4 児童生徒、学内の他の教職員に対して、著作権保護に関する指導や助言を行っていますか?
 - 1) 行っている (具体的には?
 - 2) 今のところ行っていない
- **Q5** 本日の講演で取り上げた問題について、日々の学校図書館活動における著作権保護(個人情報保護)の状況を教えて下さい。 (複数回答可)
 - 1) 学校図書館員がコピーサービスを行っている・授業以外の目的での図書館資料のコピーが行われている
 - 2) 学校図書館員が資料保存のためのコピーを行っている(欠損ページをコピーで補うなど)
 - 3) 学校図書館員が所蔵資料の絵本を拡大して(スキャンして)紙芝居を作り、朝の読書の時間に上演・上映している
 - 4) PR を目的として(授業とは無関係に)、学校図書館員が掲示物、配布物に有名なキャラクターを掲載している
 - 5) PR を目的として(授業とは無関係に)、学校図書館員が掲示物、または配布物に詩や短歌の全文を掲載している
 - 6) 図書館だよりに、新着図書の表紙(のみ)を載せている(オリジナルの解説文は掲載していない)
 - 7) 『ハリーポッター』など、人気映画作品やビデオ作品の上映会を行っている
 - 8) 著作者の許諾なしに CD-ROM やビデオカセットを生徒に貸している(授業とは無関係の目的で)
 - 9) 卒業アルバムを自由に閲覧させている
 - 10) コピー機の近くに申込用紙を入れるトレー等を置いている(申込用紙を放置している)
- **Q6** 日々の業務の中で、著作権法の解釈について悩んだ経験はありますか? どのようなケースか、具体的に記入してください。(後日、ホームページにて回答させていただきます)

勤務年数	勤務校の種類
年	小学校 · 中学校

ご協力ありがとうございました。スペースが 足りなければ裏面にご記入ください。

)

)